

札幌国際スキー場 外部レッスン実施要項

第1条（目的）

1. 本要項は、札幌国際スキー場（以下「当スキー場」といいます。）の敷地内において、当スキー場に所属しない団体または個人（以下「外部指導員等」といいます。）が実施するスキーまたはスノーボード、その他スノースポーツのレッスン（以下「外部レッスン」といいます。）に関し、その実施要項を定めるものです。
2. 本要項は、当スキー場全体の安全を確保し、すべての利用者が快適かつ安全に楽しめる環境を維持するとともに、質の高いレッスンが提供されることを目的とします。

第2条（定義）

本要項において使用する用語は、本要項で別に定めるもののほかは、次のとおりとします。

- ① 外部レッスン： 当スキー場のスクール以外に所属する指導員が、対価を得て、または団体の活動として行う一切のスキー・スノーボード、その他のスノースポーツの指導・講習をいう。
- ② 外部指導員： 外部レッスンを行うインストラクターをいう。
- ③ 実施団体： 本要項に基づき、当スキー場から外部レッスンの実施確認を得た団体をいう。

第3条（申請及び確認）

当スキー場内において外部レッスンを実施しようとする団体は、事前に当スキー場に申請し、確認を得なければなりません。

第4条（実施条件）

外部レッスンの実施団体は、次の各号に定める条件をすべて満たす必要があります。

- ① 損害賠償責任保険への加入： レッスン中の事故に備え、以下の内容を充足する損害賠償責任保険またはそれに準ずる保険に加入していること。
 - ・ 補償内容： 対人賠償および対物賠償。ただし、レッスン参加者による事故も対象となるもの。
 - ・ 保険金額： 対人1名につき1億円以上、1事故につき3億円以上を推奨する。
 - ・ 申請時に、保険証券の写しを提出すること。
- ② 有資格者による指導： 外部指導員は、以下のいずれかの資格を有する者でなければならない。
 - ・ 公益財団法人全日本スキー連盟（S A J）公認スキー指導員・準指導員・認定指導員
 - ・ 公益社団法人日本プロスキー教師協会（S I A）公認インストラクター（ステージⅠ以上）
 - ・ 日本スノーボード協会（JSBA）公認インストラクター（C級以上）
 - ・ その他、上記に準ずると当スキー場が認めるスキー・スノーボード指導者資格
 - ・ 申請時に、所属する全指導員の資格を証明する書類（認定証の写し等）を提出すること。
- ③ 登録腕章等の提出・着用：実施団体は、レッスン中に外部指導員が着用する腕章等を団体で用意し、その見本（写真データ等）を申請時に提出し、登録を受けること。登録を受けた外部指導員は、レッスン中は必ず

登録された腕章等を、他者から容易に視認できる位置に着用しなければならない。

- ④ 商用リフト券の利用：外部指導員が外部レッスンを実施する際には、一般のリフト券ではなく、商用リフト券を使用しなければならない。

- ⑤ （外部指導員に外国籍の者が含まれる場合）

外部指導員が就労許可を得ていること：外部指導員に外国籍の者が含まれる場合には、その者が、日本国内での就労許可を得ていなければならない。

第5条（申請手続）

1. 外部レッスンの実施を希望する団体は、シーズン開始前または活動開始を希望する日の1週間前までに、以下の書類を当スキー場事務所へ提出してください。

- ・ 外部レッスン実施申請書兼誓約書（当スキー場所定様式）
- ・ 所属する外部指導員名簿（氏名、保有資格等を記載）
- ・ 各指導員の資格者証の写し
- ・ 損害賠償責任保険証券の写し
- ・ 登録する腕章等の見本または写真
- ・ パスポート（顔写真ページ）及び、就労資格証明書

（外部指導員に外国籍の者が含まれる場合）

2. 当スキー場は、提出された書類を確認の上、申請団体に確認書を発行します。

第6条（遵守事項）

実施団体および外部指導員は、外部レッスンの実施にあたり、以下の事項を遵守しなければなりません。

① 利用約款等の遵守

- ・ スキー場が定める利用約款、行動規則（スノースポーツ安全基準等）およびスキーパトロールの指示に従うこと。

② 安全配慮

- ・ 受講者および他の利用者の安全に最大限配慮し、常に周囲の状況を確認しながらレッスンをを行うこと。
- ・ 受講者の技術レベル、体力、健康状態を十分に考慮したレッスン計画を立て、無理な指導は行わないこと。

③ レッスン場所

- ・ ゲレンデの混雑状況を考慮し、他の利用者の滑走を妨げない場所でレッスンをを行うこと。特に、リフト乗り場付近、コース合流地点、見通しの悪い場所での集合や長時間の滞在は避けること。
- ・ 当スキー場が、安全確保のために特定のコースやエリアでのレッスンを制限した場合は、その指示に従うこと。

④ 事故発生時の対応

- ・ レッスン中に事故が発生した場合は、直ちに指導を中止し、負傷者の救護および二次災害の防止措置を講じること。
- ・ 速やかにスキーパトロールまたはスキー場事務所に連絡し、その指示に従うこと。
- ・ 事故の大小にかかわらず、当スキー場に所定の報告書を提出すること。

第7条（禁止事項）

以下の行為を禁止します。

- ① 本要項に基づく確認を得ずに外部レッスンを実施すること。

- ② 登録されていない指導員がレッスンをを行うこと、または登録された腕章等を他者に貸与すること。
- ③ 危険な行為や他の利用者の迷惑となる行為（コースの占有、不適切な場所での座り込み等）。
- ④ 当スキー場の許可なく、ポール等の専用機材を設置すること。

第8条（活動の禁止）

実施団体または所属する外部指導員が以下のいずれかに該当した場合、当スキー場は事前の通告なく、実施団体または外部指導員の活動を禁止することができるものとします。

- ① 本要項のいずれかの条項に違反したとき。
- ② 申請内容に虚偽があったとき。
- ③ 外部レッスンに起因して重大な事故を発生させたとき。
- ④ その他、当スキー場の運営に著しい支障を与え、またはスキー場の名誉・信用を傷つけたと判断したとき。

第9条（免責）

外部レッスン中に発生した事故、盗難、利用者間のトラブル等に関して、当スキー場は一切の責任を負いません。実施団体の責任において、すべて解決するものとします。

第10条（活動停止措置）

1. 実施団体において、本要項、札幌国際スキー場利用約款、その他当スキー場が定める規則等に違反する事実が確認された場合、当スキー場は当該実施団体に対し、活動停止の措置、その他当スキー場が必要と判断した措置をとるものとします。

2. 前項に基づき当スキー場が行った措置によって実施団体に損害が生じた場合であっても、当スキー場は、一切の責任を負いません。

第11条（要項の改定）

当スキー場は、必要に応じて本要項を改定することができるものとします。改定内容は、当スキー場ウェブサイトへの掲示等の方法により告知します。

附則

本要項は、令和7年10月15日より施行する。

【お問い合わせ・申請書提出先】

札幌国際スキー場営業部

住所：〒061-2301 札幌市南区定山溪937番地先（中2階）

電話番号：011-598-4511（営業部）